

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成18年12月18日

**【中間会計期間】** 第12期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

**【会社名】** 株式会社ネクスト

**【英訳名】** NEXT Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 井上 高志

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区晴海一丁目8番12号

**【電話番号】** 03-6204-4064

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部長 唐川 新輔

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区晴海一丁目8番12号

**【電話番号】** 03-6204-4064

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部長 唐川 新輔

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (千円)			1,748,633	1,612,069	2,721,845
経常利益 (千円)			183,238	250,315	448,669
中間(当期)純利益 (千円)			99,079	165,545	227,543
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			187,590	157,410	187,590
発行済株式総数 (株)			73,011	71,583	73,011
純資産額 (千円)			878,706	477,235	788,364
総資産額 (千円)			1,702,213	868,091	1,368,616
1株当たり純資産額 (円)			12,035.26	6,666.88	10,797.88
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)			1,357.04	2,312.63	3,116.56
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			51.6	55.0	57.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			64,523	250,709	363,671
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			138,606	105,186	338,032
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			300,000	65,710	30,000
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)			531,362	252,540	305,446
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)			177〔38〕	59〔6〕	117〔26〕

- (注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 第12期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
- 5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。
- 6 平成17年4月1日に株式会社イースマイを吸収合併したことによる新株の発行により、第11期の発行済株式総数が1,428株増加しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社の営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(名)	177〔38〕
---------	---------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、当中間会計期間の臨時従業員の平均雇用人員であります。

3 事業規模の拡大により、従業員が60名増加いたしました。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

## 第2 【事業の状況】

当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る本半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、戦後最長となる息の長い経済成長を続ける一方で、依然高水準となっている原油価格等の産業全般に渡るコスト上昇要因を包含してまいりました。

このような状況下、当社は主力事業である「賃貸・売買HOME S」の料金改定を、新規顧客に関しては、平成18年6月より、既存顧客に関しては同年10月より実施致しました。当期の業績予想に関しましては、この料金改定を前提としたものでありましたが、結果としては予想通りの結果となり、現状において多くのクライアントである不動産会社様のご理解を頂く結果となりました。

このため当中間会計期間は、「不動産ポータル事業の一層の強化・拡大(会員数の増加、顧客単価の向上、集客力向上、反響数の増加)」と併せて、価格改定に関する営業活動に注力してまいりました。

その結果、当中間会計期間の売上高は、1,748百万円、営業利益は192百万円、経常利益は183百万円、中間純利益は99百万円となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

#### 事業部門別売上高

(単位：千円)

事業部門	当中間会計期間	前事業年度
不動産ポータル事業	1,650,464	2,306,225
広告代理事業	78,552	327,975
その他事業	19,616	87,644
合計	1,748,633	2,721,845

#### (不動産ポータル事業)

当中間会計期間における不動産ポータル事業につきましては、料金改定に関する事前説明等に注力してまいりました。これにより当中間会計期間末と前事業年度末の加盟店数の比較では、

当中間会計期間末加盟店数 7,974会員

前事業年度末加盟店数 7,749会員

当中間会計期間における増加数 225会員

となりました。その結果、不動産ポータル事業の売上高は1,650百万円となりました。

平成18年10月までの不動産ポータル事業を主に構成する「賃貸・売買HOME'S」及び、新築HOME'Sの業績推移につきましては下記のとおりとなっております。

a) 「賃貸・売買HOME'S」の業績推移

「賃貸・売買HOME'S」加盟店数 (単位：1店舗)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年 3月期	3,704	3,739	3,831	3,987	4,088	4,143	4,198	4,265	4,531	5,118	5,494	5,658
平成18年 3月期	5,755	5,831	5,961	6,075	6,275	6,586	6,774	6,873	7,003	7,147	7,595	7,749
平成19年 3月期	7,849	7,963	8,028	8,078	8,091	7,974	7,126					

「賃貸・売買HOME'S」掲載物件数 (単位：千件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年 3月期	1,149	1,201	1,245	1,287	1,250	829	807	900	1,061	1,126	1,177	1,145
平成18年 3月期	1,062	1,110	1,174	1,338	1,287	1,325	1,431	1,491	1,574	1,908	1,952	1,914
平成19年 3月期	1,701	1,708	1,686	1,515	1,577	1,297	1,031					

「賃貸・売買HOME'S」総ページビュー数 (単位：千ページビュー)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年 3月期	24,377	27,677	29,122	31,130	35,414	28,119	27,209	28,148	24,326	32,826	37,357	37,447
平成18年 3月期	30,208	34,894	35,051	35,685	39,459	43,972	50,502	50,224	52,412	69,205	82,251	89,107
平成19年 3月期	73,992	84,703	75,966	72,317	73,608	82,904	95,355					

「賃貸・売買HOME'S」売上高 (単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年 3月期	44,563	45,058	47,063	55,458	54,049	53,188	76,677	80,012	87,728	92,521	98,478	104,654
平成18年 3月期	104,117	107,921	112,390	119,643	122,754	131,886	142,411	148,522	151,724	161,389	177,413	190,956
平成19年 3月期	183,494	185,936	184,777	195,743	203,886	207,583	310,340					

「賃貸・売買HOME'S」加盟店当り売上高 (単位：円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年 3月期	12,031	12,050	12,284	13,909	13,221	12,838	18,265	18,760	19,361	18,077	17,924	18,496
平成18年 3月期	18,091	18,508	18,854	19,694	19,562	20,025	21,023	21,609	21,665	22,581	23,359	24,642
平成19年 3月期	23,378	23,349	23,016	24,231	25,199	26,032	43,550					

b) 新築HOME'Sの業績推移

新築HOME'S 掲載物件数 (単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年 3月期	1,806	1,695	1,808	1,763	1,855	1,811	1,737	1,849	1,849	1,844	1,664	1,845
平成18年 3月期	1,589	1,642	1,691	1,797	1,806	1,970	2,017	2,030	2,262	2,289	2,011	2,139
平成19年 3月期	2,445	1,813	1,926	2,041	2,218	2,211	2,275					

新築HOME'S 総ページビュー数 (単位: 千ページビュー)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年 3月期	963	1,142	1,193	1,214	1,509	1,538	1,704	1,735	1,512	2,600	1,997	2,355
平成18年 3月期	2,053	2,559	2,622	2,446	3,243	3,142	3,466	3,397	3,295	4,212	4,087	4,782
平成19年 3月期	5,473	5,157	4,633	4,556	4,562	4,837	5,054					

新築HOME'S 売上高 (単位: 千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年 3月期	7,253	12,237	13,670	15,586	16,075	18,991	17,850	19,047	21,120	22,986	25,812	28,632
平成18年 3月期	22,328	28,459	27,528	29,256	31,383	38,681	37,062	44,046	47,090	52,632	54,642	58,886
平成19年 3月期	55,269	60,840	60,637	54,717	55,501	76,362	65,183					

(広告代理事業)

当中間会計期間における広告代理事業につきましては、収益性を考慮し、不動産ポータル事業の営業に注力した結果、当中間会計期間売上高は78百万円となりました。

(その他事業)

当中間会計期間におけるその他事業につきましては、システム開発・Web制作の縮小が予定通り進み、当中間会計期間売上高は19百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、531百万円と前事業年度末の305百万円から225百万円増加しました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動の結果増加した資金は64百万円となりました。これは主に、税引前中間純利益が178百万円、減価償却費が52百万円あったものの、法人税等の支払いによる資金の減少が174百万円あったこと等によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動の結果減少した資金は、138百万円となりました。これは主に、ソフトウェア等の無形固定資産の取得による資金の減少92百万円、サーバー等の有形固定資産の取得による資金の減少50百万円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果増加した資金は、300百万円となりました。これは、短期借入金の実行によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

前中間会計期間については、中間財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

### (1) 生産実績

当社は不動産ポータル事業を主たる事業として行っており、同事業及び広告代理事業においては生産に該当する事項はありませんが、その他事業における当中間会計期間の生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門	生産高(千円)
その他事業	890
合計	890

- (注) 1 生産高はその他事業におけるWebシステム開発受託にかかわるものです。  
2 金額は、総製造費用によっております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

### (2) 仕入実績

当社は不動産ポータル事業を主たる事業として行っており、同事業においては仕入に該当する事項はありませんが、広告代理事業及びその他事業における当中間会計期間の仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門	仕入高(千円)
広告代理事業	64,127
その他事業	1,774
合計	65,902

- (注) 1 仕入高は広告代理事業における広告枠の仕入と、その他事業における商品仕入にかかわるものです。  
2 金額は、仕入価格によっております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

### (3) 受注実績

当社は不動産ポータル事業を主たる事業として行っており、同事業及び広告代理事業においてはその性質上、受注の記載には馴染まないため記載を省略しておりますが、その他事業における当中間会計期間の受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(千円)	受注残高(千円)
その他事業	11,304	
合計	11,304	

- (注) 1 受注高及び受注残高はその他事業におけるWebシステム開発受託にかかわるものです。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。



(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(千円)
不動産ポータル事業	1,650,464
広告代理事業	78,552
その他事業	19,616
合計	1,748,633

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	292,044
計	292,044

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月18日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	73,011	90,728	東京証券取引所 (マザーズ)	
計	73,011	90,728		

- (注) 1 当社株式は、従来非上場でありましたが、平成18年10月31日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしました。  
2 平成18年10月30日付で15,000株の公募増資、平成18年11月28日付で2,500株の第三者割当増資を行いました。  
3 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(イ)臨時株主総会の特別決議(平成12年7月29日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1、2	1,420	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	2,878	同左
新株予約権の行使期間(注)4	平成12年8月1日から 平成22年7月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,878 資本組入額 1,439	同左
新株予約権の行使の条件	新株引受権の付与を受けた者が当社の取締役又は使用人でなくなった場合は、直ちに新株引受権を喪失します。 その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役・使用人との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできないものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会の特別決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株引受権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式分割等により、上記の発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整される。なお、調整前発行価額は(注3)の調整式(コンバージョン・プライス方式)による調整前の発行価額を意味し、調整後発行価額は、同調整式による調整後の発行価額を意味する。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 権利行使の始期が到来した場合であっても、当社株式が東京証券取引所への上場が承認され、同取引所で売買が開始された日より猶予期間半年間を経過した日から権利行使ができるものとする。

平成13年改正旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ)臨時株主総会の特別決議(平成15年4月23日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,030	813
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	1,030	813
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	15,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成27年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000 資本組入額 7,500	同左
新株予約権の行使の条件	<p>当社株式が、証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権の権利行使ができるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)のうち当社の取締役、監査役、従業員は権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。</p> <p>ただし任期満了による退任、定年退職、会社都合によりその地位を失った場合等、正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権の数は、臨時株主総会の特別決議における新株予約権の発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たり払込み金額(以下、行使価額という)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(口)臨時株主総会の特別決議(平成17年3月30日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	402	402
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	402	402
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	66,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月31日から 平成27年3月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66,500 資本組入額 33,250	同左
新株予約権の行使の条件	<p>当社株式が、証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権の権利行使ができるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。</p> <p>ただし任期満了による退任、定年退職、会社都合によりその地位を失った場合等、正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権の数は、臨時株主総会の特別決議における新株予約権の発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果100分の1の整数倍株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。



会社法(平成17年法律第86号)第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ)定時株主総会の特別決議(平成18年6月26日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,088	1,080
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	1,088	1,080
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	(注)4	220,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成24年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注)4 資本組入額 (注)4	発行価格 220,000 資本組入額 110,000
新株予約権の行使の条件	<p>当社普通株式が、証券取引所に上場された場合に限りに、新株予約権の行使ができるものとする。</p> <p>次のいずれかの事由が発生した場合には新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。</p> <p>(ア)新株予約権者が、新株予約権の行使前に当社の執行役員又は従業員の地位を失った場合(但し、定年退職その他正当な理由により執行役員又は従業員の地位を失った場合を除く。)</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合</p> <p>(ウ)新株予約権が割当された新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合</p> <p>(エ)新株予約権者が新株予約権の要項又は取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当(付与)契約」に違反した場合</p> <p>その他の条件については、取締役会決議および株主総会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当(付与)契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

(注)1 新株予約権の数は、定時株主総会の特別決議における新株予約権の発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2 株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行うときは、次の算式によりその目的となる株式の数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、「調整後行使価額」については、(注)3を参照する。

上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 3 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法（平成17年法律第86号）第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券若しくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換若しくは行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

- 4 行使価額は、当社株式が、証券取引所又は店頭市場に上場若しくは株式公開された場合の、新株式1株当たりの公募価格とする。ただし、この価格が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当(付与)契約」の締結時における当社普通株式の1株当たりの価額に満たない時は、当該価額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年9月30日		73,011		187,590		126,925

## (4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
井上 高志	東京都江東区	38,648	52.93
楽天株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	15,000	20.54
成田 隆志	川崎市幸区	9,177	12.57
安達 亮二	東京都大田区	3,803	5.21
ネクスト従業員持株会	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,813	2.48
アットホーム株式会社	東京都大田区西六郷四丁目34番12号	1,200	1.64
株式会社ベルシステム24	東京都豊島区南池袋二丁目16番8号	1,000	1.37
株式会社オプト	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	700	0.96
ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	598	0.82
相吉 孝紀	千葉県市川市	392	0.54
計		72,331	99.07

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,011	73,011	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	73,011		
総株主の議決権		73,011	

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当社株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成18年10月31日から東京証券取引所(マザーズ)に上場しております。

3 【役員の状況】

有価証券届出書の提出日後、当半期報告書の提出日までに、役員の異動はありません。

なお、平成18年11月14日付で、HOME S事業本部賃貸・流通事業部長である森野竜馬が、執行役員に就任しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (2) 当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る本半期報告書は、最初に提出するものでありますので、「企業内容等開示ガイドライン」24の5 - 4の規定により、前年同期との対比は行っておりません。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		531,362		305,446	
2 売掛金		319,852		310,821	
3 たな卸資産		3,128		4,752	
4 繰延税金資産		70,389		84,275	
5 未収入金		89,824		90,260	
6 その他		87,972		41,124	
貸倒引当金		8,124		9,169	
流動資産合計		1,094,406	64.3	827,511	60.5
固定資産					
1 有形固定資産	1				
(1) 建物		38,096		40,393	
(2) 工具器具及び備品		117,482		99,766	
有形固定資産合計		155,579	9.1	140,160	10.2
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		190,608		192,136	
(2) ソフトウェア仮勘定		67,402		6,746	
(3) その他		1,183		1,230	
無形固定資産合計		259,194	15.2	200,113	14.6
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		54,774		71,442	
(2) 敷金保証金		133,706		125,957	
(3) その他		12,237		13,659	
貸倒引当金		7,684		10,228	
投資その他の資産合計		193,033	11.4	200,830	14.7
固定資産合計		607,806	35.7	541,104	39.5
資産合計		1,702,213	100.0	1,368,616	100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	
<b>(負債の部)</b>						
流動負債						
1			13,278		36,544	
2			300,000		-	
3			212,662		119,008	
4			70,256		179,664	
5			135,918		150,782	
6	2		75,453		71,264	
流動負債合計			807,568	47.5	557,264	40.7
固定負債						
1			15,937		22,987	
固定負債合計			15,937	0.9	22,987	1.7
負債合計			823,506	48.4	580,251	42.4
<b>(資本の部)</b>						
資本金						
資本剰余金						
1			-		126,925	
資本剰余金合計			-	-	126,925	9.3
利益剰余金						
1			-		433,039	
利益剰余金合計			-	-	433,039	31.6
その他有価証券評価差額金						
資本合計			-	-	788,364	57.6
負債資本合計			-	-	1,368,616	100.0



区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		187,590	11.0	-	-
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		126,925		-	
資本剰余金合計		126,925	7.4	-	-
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		532,118		-	
利益剰余金合計		532,118	31.3	-	-
株主資本合計		846,635	49.7	-	-
評価・換算差額等					
1 その他有価証券 評価差額金		32,070	1.9	-	-
評価・換算差額等合計		32,070	1.9	-	-
純資産合計		878,706	51.6	-	-
負債純資産合計		1,702,213	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			1,748,633	100.0	2,721,845	100.0	
売上原価			111,699	6.4	321,764	11.8	
売上総利益			1,636,933	93.6	2,400,080	88.2	
販売費及び一般管理費			1,444,460	82.6	1,953,031	71.8	
営業利益			192,473	11.0	447,049	16.4	
営業外収益	1		73	0.0	1,807	0.1	
営業外費用	2		9,308	0.5	187	0.0	
経常利益			183,238	10.5	448,669	16.5	
特別利益			37	0.0	-	-	
特別損失			4,585	0.3	32,884	1.2	
税引前中間(当期)純利益			178,691	10.2	415,784	15.3	
法人税、住民税 及び事業税		66,781			229,637		
法人税等調整額		12,830	79,611	4.5	41,395	188,241	6.9
中間(当期)純利益			99,079	5.7	227,543	8.4	
前期繰越利益			-		205,496		
当期末処分利益			-		433,039		

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成18年3月31日残高(千円)	187,590	126,925	126,925	433,039	433,039	747,556
中間会計期間中の変動額						
中間純利益				99,079	99,079	99,079
純資産の部に直接計上されたその 他有価証券評価差額金の増減						
中間会計期間中の変動額合計(千円)	-	-	-	99,079	99,079	99,079
平成18年9月30日残高(千円)	187,590	126,925	126,925	532,118	532,118	846,635

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	40,807	40,807	788,364
中間会計期間中の変動額			
中間純利益			99,079
純資産の部に直接計上されたその 他有価証券評価差額金の増減	8,737	8,737	8,737
中間会計期間中の変動額合計(千円)	8,737	8,737	90,342
平成18年9月30日残高(千円)	32,070	32,070	878,706

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		178,691	415,784
減価償却費		52,743	87,865
賞与引当金の増減額(は減少)		14,863	79,536
貸倒引当金の増減額(は減少)		3,589	5,599
受取利息及び受取配当金		73	728
支払利息		1,230	73
投資有価証券評価損		1,936	-
固定資産売却損		2,648	-
固定資産除却損		-	651
本社移転費用		-	32,232
売上債権の増減額(は増加)		17,327	122,426
たな卸資産の増減額(は増加)		1,623	956
仕入債務の増減額(は減少)		23,265	5,844
未払金の増減額(は減少)		105,117	28,028
その他		43,254	5,554
小計		241,616	514,263
利息及び配当金の受取額		59	677
利息の支払額		2,340	39
法人税等の支払額		174,811	151,229
営業活動によるキャッシュ・フロー		64,523	363,671
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		50,908	99,674
無形固定資産の取得による支出		92,245	113,990
保証金の払込による支出		7,848	124,367
保証金の返戻による収入		12,396	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		138,606	338,032
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		300,000	30,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		300,000	30,000
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		225,916	4,360
現金及び現金同等物の期首残高		305,446	252,540
合併による現金及び現金同等物の増加額		-	57,265
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1	531,362	305,446

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)                      時価のないもの                      移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産                        貯蔵品                      最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)                      時価のないもの                      同左</p> <p>(2) たな卸資産                      商品                      移動平均法による原価法                      貯蔵品                      同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産                      定率法によっております。ただし、建物については定額法によっております(建物附属設備を除く)。主な耐用年数は建物15年、工具器具及び備品4～6年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産                      定額法によっております。なお、商標権については10年、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用期間(5年)による定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産                      同左</p> <p>(2) 無形固定資産                      同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金                      債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金                      従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金                      同左</p> <p>(2) 賞与引当金                      従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>

項目	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
5 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期投資からなっております。	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期投資からなっております。
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、878,706千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当事業年度から適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 126,265千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 111,545千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 73千円	1 営業外収益のうち主要なもの 助成金収入 1,078千円 受取配当金 725千円
2 営業外費用のうち主要なもの 貯蔵品廃棄損 8,078千円 支払利息 1,230千円	2 営業外費用のうち主要なもの 貯蔵品売却損 113千円 支払利息 73千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 24,218千円 無形固定資産 28,525千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 39,805千円 無形固定資産 48,060千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	73,011	-	-	73,011

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 531,362千円	現金及び預金 305,446千円
現金及び現金同等物 531,362千円	現金及び現金同等物 305,446千円



(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。	内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	387	54,460	54,073
合計	387	54,460	54,073

2 時価評価されていない有価証券

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	313

(注) 当中間会計期間において減損処理を行い、投資有価証券評価損1,936千円を計上しております。

保有有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価又は実質価格が帳簿価格に比べ30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を総合的に判断し、必要とみられた額について減損処理を行っております。

前事業年度末(平成18年3月31日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	387	69,192	68,804
合計	387	69,192	68,804

2 時価評価されていない有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	2,250

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 当中間会計期間における費用計上額及び科目名

該当ありません。

2 スtock・オプションの内容及び規模

当中間会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年6月 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	執行役員(取締役を兼務するものを除く。)5名 従業員 139名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 1,088株
付与日	平成18年6月30日
権利確定条件	権利行使時において当社の執行役員又は従業員の地位にあること。(但し、定年退職その他正当な理由により執行役員又は従業員の地位を失った場合を除く。)
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成20年7月1日から平成24年6月30日まで
権利行使価格(円)	220,000
公正な評価単価(付与日)(円)	0

(注) 株式数に換算して記載しております。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

( 1 株当たり情報 )

当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 12,035円26銭	1株当たり純資産額 10,797円88銭
1株当たり中間純利益 1,357円04銭	1株当たり当期純利益 3,116円56銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	878,706	
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	878,706	
中間期末(期末)の普通株式の数(株)	73,011	

2 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
中間(当期)純利益(千円)	99,079	227,543
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	99,079	227,543
期中平均株式数(株)	73,011	73,011
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株引受権1種類(新株引受権の目的となる株式の数1,420個)、新株予約権3種類(新株予約権の数2,520個)	新株引受権1種類(新株引受権の目的となる株式の数1,420個)、新株予約権2種類(新株予約権の数1,475個)

(重要な後発事象)

<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>1 当社は、株式会社東京証券取引所より平成18年 9月 25日に上場承認を受け、平成18年10月31日をもって、株式を上場しました。この上場にあたり、以下のとおり新株式を発行しています。</p> <p>(公募による新株式発行) 平成18年 9月25日及び平成18年10月10日開催の取締役会決議にもとづき、公募増資(ブックビルディング方式)により、新株式を次のとおり発行いたしました。 この結果、平成18年10月30日付で資本金は1,722,090千円、発行済株式数は88,011株となりました。</p> <p>(1) 発行新株式数                    普通株式 15,000株 (2) 発行価額                        1株につき204,600円 (3) 発行総額                        3,069,000千円 (4) 発行総額のうち資本へ組入れる額 1,534,500千円 (5) 発行のスケジュール   申込期間 平成18年10月23日～平成18年10月26日   払込期日 平成18年10月30日 (6) 資金の用途   手取金については、サービス機能強化のためのサーバー及びソフトウェア等の設備投資や広告宣伝費に充当する予定であります。残額につきましても今後HOME S事業等他のブランド構築、サービス強化、アクセス数の向上等を目的とした広告宣伝費等に充当する予定であります。具体的な資金需要の発生までの間は、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。</p> <p>(第三者割当増資) 当社は、当社普通株式の上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関連し、当社株主より当社普通株式を賃借した野村証券株式会社が売出人となり、当社普通株式2,500株の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」)を行いました。 これに関連して、平成18年 9月25日開催の取締役会決議に基づき、野村証券株式会社を割当先とする新株式を次のとおり発行いたしました。この結果、平成18年11月28日付で、資本金は1,977,840千円、発行済株式数は90,511株となりました。なお、新株予約権の行使(旧商法に基づく発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。</p> <p>(1) 発行新株式数                    普通株式 2,500株 (2) 発行価額                        1株につき204,600円</p>	<p>1 第3回新株予約権について 平成18年 6月26日開催の定時株主総会及び平成18年 6月 9日開催の取締役会において、当社従業員等に対して、会社法(平成17年法律第86号)第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次のとおり新株予約権を付与しております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当日 平成18年 6月30日 (2) 付与対象者の区分   当社執行役員(取締役を兼務する者を除く。)及び従業員 (3) 新株予約権の数 1,128個 (4) 新株予約権の目的となる株式の種類   普通株式 (5) 新株予約権の目的となる株式の数   1,128個 (6) 新株予約権の行使価額   行使価額は、当社株式が、証券取引所又は店頭市場に上場若しくは株式公開された場合の、新株式1株当たりの公募価格とする。ただし、この価格が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当(付与)契約」の締結時における当社普通株式の1株当たりの価額に満たない時は、当該価額とする。 (7) 新株予約権の行使期間   平成20年 7月 1日から平成24年 6月30日まで (8) 新株予約権の行使条件   .当社普通株式が、証券取引所又は店頭市場に上場若しくは株式公開された場合に限り、新株予約権の行使ができるものとする。   .新株予約権の行使は、下記(9)に定める事由が発生していないことを条件とし、次のいずれかの事由が発生した場合には新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。   (ア)新株予約権者が、新株予約権の行使前に当社の執行役員又は従業員の地位を失った場合(但し、定年退職その他正当な理由により執行役員又は従業員の地位を失った場合を除く。)   (イ)新株予約権者が死亡した場合   (ウ)新株予約権が割当された新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合</p>

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(3) 発行総額 511,500千円</p> <p>(4) 発行総額のうち資本へ組入れる額 255,750千円</p> <p>(5) 発行のスケジュール 払込期日 平成18年11月28日</p> <p>(6) 資金の使途 HOME S事業等他のブランド構築、サービス強化、アクセス数の向上等を目的とした広告宣伝費等に充当する予定であります。具体的な資金需要の発生までの間は、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。</p>	<p>(工) 新株予約権者が新株予約権の要項又は取締役会決議及び以降開催される株主総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当(付与)契約」に違反した場合</p> <p>.その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当(付与)契約」に定めるところによる。</p> <p>(9) 新株予約権の取得条項 当社は、新株予約権者又は当社について次に掲げる事由が生じた場合、当該事由が生じた日に当該新株予約権者の新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。</p> <p>.新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合</p> <p>.当社が消滅会社となる合併契約承認の決議、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議)された場合</p> <p>.その他の取得事由および取得条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当(付与)契約」に定めるところによる。</p> <p>(10) 新株予約権の譲渡等 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書(有償一般募集増資及び売出し)及びその添付書類

平成18年9月25日 関東財務局長に提出

- (2) 有価証券届出書(有償一般募集増資及び売出し)の訂正届出書

平成18年10月11日及び平成18年10月20日 関東財務局長に提出

上記(1)に係る訂正届出書であります。

- (3) 臨時報告書

平成18年11月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社ネクスト  
取締役会御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 日 下 靖 規 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクストの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、公募による新株式発行及び第三者割当増資を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上